

令和2年1月21日 開 会

令和2年1月21日 閉 会

令和2年1月 臨時会

# 川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和2年第1回(1月)川南町議会臨時会会期表〔1日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	1月21日	火	開会 本会議(議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決) 閉会

# 目 次

告 示 .....	1
応招議員・不応招議員 .....	1
第1号（ 1月21日 ）	
本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 .....	3
開 会 .....	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について .....	4
議案上程・提案理由説明(議案第1号・第2号) .....	4
質疑・討論・採決(議案第1号・第2号) .....	5
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 .....	14
閉 会 .....	14

川南町告示第2号

令和2年第1回(1月)川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年1月15日

川南町長 日高昭彦

- 1 期日 令和2年1月21日
- 2 場所 川南町議会議事堂

---

○ 応招議員(13名)

1番	河野 禎明 君	2番	谷村 裕二 君
3番	中津 克司 君	4番	蓑原 敏朗 君
5番	徳弘 美津子 君	6番	児玉 助壽 君
7番	竹本 修 君	8番	米田 正直 君
9番	内藤 逸子 君	10番	川上 昇 君
11番	中村 昭人 君	12番	福岡 仲次 君
13番	河野 浩一 君		

○ 不応招議員(なし)

# 令和2年第1回(1月)川南町議会臨時会会議録

令和2年1月21日 (火曜日)

---

## 本日の会議に付した事件

令和2年1月21日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(徳弘 美津子・児玉 助壽)
- 日程第4 議案第1号 工事請負変更契約締結について
- 日程第5 議案第2号 工事請負変更契約締結について
- 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	岩切 拓也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長	三好 益男 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	日高 裕嗣 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

---

午前9時00分開会

**○議長（河野 浩一君）** おはようございます。

ただ今から令和2年第1回川南町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、徳弘 美津子君及び児玉 助壽君を指名します。

日程第4、議案第1号工事請負変更契約締結（地域活性化拠点施設整備に伴う川南PA改修工事）について、日程第5、議案第2号工事請負変更契約締結（地域活性化拠点施設電気設備工事）について、以上、2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本2議案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（日高 昭彦君）** おはようございます。それでは、議案第1号及び議案第2号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第1号及び第2号は、地域活性化拠点施設整備に伴う川南PA改修工事及び地域活性化拠点施設電気設備工事について、それぞれ工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上2議案、詳細につきましては、産業推進課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

**○議長（河野 浩一君）** 補足説明があればこれを許します。

**○産業推進課長（橋口 幹夫君）** 議案第1号及び議案第2号につきまして、その補足説明を申し上げます。

議案第1号は、地域活性化拠点施設東側に接道している町道について、施設を利用する車両の通行量増加が予想されており、現舗装の状態も悪く改修時期にきていること、また、今後の安全な通行に支障をきたす恐れもあることから、今回、追加工事として行うものです。

あわせて、追加工事に伴い工期延長が必要なことから、令和2年3月27日まで、工期の延長を行うものです。

次に、議案第2号は、今回6,814千円の増額変更となり、請負契約金額が50,000千円を超えるため、議会の議決を求めるものでございます。変更内容は、動力関係工事であり、新たに3相200ボルトの動力電源を確保するものです。あわせて、同工事实施のため工期延長が必要なことから、令和2年3月10日まで工期の延長を行うものです。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○議員（米田 正直君）** 議案第1号第2号について質問いたします。

地域活性化拠点施設に関する請負契約の変更であります。税法改正による変更を含め、3回目の変更契約が上程されています。税法改正に伴うものについては致し方ないと思いますが、設計当初の考え方がどうであったか大変疑問を持つところであります。おそらく川南町が条例で定めている地場産品等の販売施設、飲食物の販売施設、テイクアウト商品販売施設、テストキッチン等については、先進地等の例に倣って設計業者に委託されたと思いますが、その点について伺いたいと思います。

2点目、その設計は、標準装備、当然備えていなければテナント募集ができない装備であったと思いますが、その点について設計誤算であったのか、それともテナント募集で使用者の要望によりそのようになったのかお伺いします。

3点目、川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例第10条にあります、特別の設備等に使用者が町長の許可を得て設備を設置することができるとなっておりますが、今までの変更契約の中にはこのことを指しているものはないという解釈でよいのかお伺いします。最後に、今回電気設備工事の変更契約であります。変更前の契約が政令並びに条例で定める額の5,000万円に達してなかったが変更によりそれを上回ったので今回上程されたところでございますけれども、議案としてあがったものについては把握できますが、あがってこない変更契約が他にもあるのか、今後もあるのか、おそらく工期も迫っていますのでおそれないと思いますがその点についてお伺いいたします。

**○産業推進課長（橋口 幹夫君）** 米田議員の御質疑にお答えをします。

まず1点目でございますが、設計段階にあたりまして先進地の事例は参考にしたのかという御質問でありました。先進地としまして、別府のサービスエリア、都農の道の駅、宮崎の道の駅等をですね、そういった先進地につきましては、視察等行きまして、参考にさせていただきました。設計につきましては、追加が生じているわけでございますが、当初の設計では標準的な設計内容ということで設計を終わったところでございます。

第2点目、今回、動力電源の確保について、テナントの希望により設置をしたのか否か



という御質問でありました。これにつきましては、動力電源につきましてはですね、動力を使用する可能性も考えられましたため、当初設計には空配管、動力ケーブルのためのさや管ですね、こちらの方は当初設計に入れておりました。12月にですね、テイクアウトコーナーの公募をかけまして、4店舗が決定し、4店舗動力が必要ということで、今回追加することになったわけでありましたが、これはですね、業者からの要望ではありませんで、この動力関係設備の設置につきましては、施設の管理者、家主としてはですね、最低限の設備の設置であるという風に考えております。

第3点目の条例の第10条との関係でございますが、この第10条に規定しております特別の設置、または特別の器具と申しますのは、調理をするため、あと経営をするための設備器具を指しておりまして、この第10条には該当せず、町の方で設置をするべきであると考えております。今回、電気設備が5千万を超えまして、合計で地域活性化拠点施設整備に関係します工事4本をですね、議会の方に提案をしたところでございますが、あとあの看板の設置等ですね、小さな工事について、これから発注をする計画でございます。説明は以上です。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

**○議員（児玉 助壽君）** 議案第1号議案第2号について、伺いますが、この補足説明によるとですね、東側の接道している町道の舗装のようではありますが、このこれも最初の計画予算の中に、えーと一6月ですかね、6月の議会請負契約が上がっていると思いますが、この4億986万の中に入っていたのか、んーそれ以上に今回あの工事を変更するために、あがった何なのか伺います。議案第2号につきましては、680万4千円の総額変更となるっちはあるけど、だいたいこの変更内容が動力関係工事ちゅうことであるがそもそもあの、最初かい動力確保すつとは必須条件であって、今さらこの動力電源を確保するということよ、この最初の計画の中に動力確保する考えはなかったとですか。

**○建設課長（大山 幸男君）** ただいまの児玉議員の御質疑にお答えいたします。当初からあの道路工事の予算は入っていなかったのかということでございますが、当初の設計には入っておりません。昨年の工事ですね、あの一1月8日から3月25日に敷地の造成工事を行っているんですけども、まあその後にですね、道路にまあ多少のクラックが入っていることは確認していたんですけども、この時点では当初予算は確定していたあとでございますので、その後変更で今回入れさせてもらうものでございます。

**○産業推進課長（橋口 幹夫君）** 児玉議員の御質疑にお答えいたします。当初の設計から動力電源の確保を入れておくべきではなかったのかという御質問でありました。当初設計の段階におきましては、動力の必要性も考慮しておりましたが、業者が決まってから、使用電力量を確認してから、するという方針になりまして、当初設計には、動力用の空配管、これのみの設計でございました。以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** この道路舗装のなんは、計画には入っとらんということであれ

ばですね、この請負変更契約じゃおかしっちゃねつつねこりゃ。新たにつくっとやったらこりゃ、工事請負契約でいっちゃろ、町道の舗装の。今頃気が付くと自体もおかしちゃけんどん、もう何回も一昨年からずーっと行きよるわけじゃわ。あっこになんしちよって。この町道のその今気が付いたような舗装状態がわりいしてその改修時期にきとちゅうとは、もう当初から分かるとるはずじゃが、なんで今頃その気が付いたようなこつすとかしらんけんどん、こらあの変更契約じゃねえでしょ。新たにその出てきた事業んごつあるがえ。俺はもう12月の議会でもおもたっちゃけんどん、今後もしろい追加工事が出てくるようなこと言いよるけんどん、この12月定例会のこの関係の変更契約のなんも出とったけんどんこり、委員長の審査結果報告聞くとよ、地域活性化拠点施設設置建築主体工事が意匠（デザイン）の変更や追加工事による増額するものとあるけんどん、ただこのあそこが災害時の防災拠点になるわけじゃかいよ、防災拠点としての構造を計算して造られとる施設になるわけじゃが、そういうその変更したり追加工事した場合よね、防災拠点としての機能が発揮できるかというもうそれ自体も問題じゃねえかつち思うちゃけんどん、12月の議会も今回の議会もこら増額予算となつとっちゃけんどん、変更が。この予算が計上されとらんわけじゃけんどん、この財源はどういう財源で仕事するわけですか、こら。

**○建設課長（大山 幸男君）** ただいまの児玉議員の御質疑にお答えいたします。

繰り返しの答弁になりますけれども、造成工事を昨年1月から3月にかけて行ったと。でその時点でやはり、大型等の通行等もありまして、工事完成後に昨年3月末くらいには、道路に多少の傷みは確認したところでありますが、その時点ではもう当初予算は、計上されていたということをごさいます。おっしゃるとおりですね、別の工事じゃないかということをごさいますけれども、今からまあ入札等の手続きをして、別途工事として発注するには時間がないということと経費的に別途に発注すると3割ほど高くなるような状況もありまして、今回発注しているPAの改修工事の方に含めさせてもらうことで、工期内完成と経費も安くできるという風に考えているところでございます。以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** その予算の提案の仕方で会計処理にもついておれは2、3年前からもう指摘しとったちゃけんどん、予算の原則ちゅうもんが分かつとつとかち言うたっちゃが、そのこの事業に対してのこの3回か4回契約変更が出てるけんどんよ、で、去年もあら、予算計上したとき、繰越明許費ちしとった。じゃかいもうあの、じゃかいその予算の会計年度独立の原則ちゅうとが、あるわけですから、そういうとがあればですね、あと、3月27日ていうたら、あと2か月しかねえわけですが、工期が。そのなんの状態の中でまた、追加の事業が出てくるようなちゅうようなこつ言いよつたらですね、4月にあの一供用開始予定になつとるようですが、そのそれに間に合わんような今ん状況やったら、その次から次かい、工事変更やら、契約変更しよつたらですよ、4月には間に合わんなるようなことも出てくつとと思うと、そんげなつた場合はよ、関係者が相当おつと思うが、そういう人どん

な迷惑かくっと思うわけですが、こういうような泥棒捕まえて縄をなうような仕事しとったらですね、間に合わんかい専決処分やなんや言いよるけんどん、議会は執行部が提案したと、みんな賛成してきたわけですがよ、あの、議決した議案についてよ、適正に執行すればこういうあの、臨時議会も開かんでいいわけですが。この臨時議会もただじゃねえとですよ。あの、税金が使われとるはずじゃが。税金の無駄遣いわざとしよっとじゃねえね、ちっと職務怠慢じゃと思う。ちゃんとしとればもう昨日今日、計画した事業じゃねっちゃかい、もう2、3年前からもう地域活性化拠点ちゅうと計画は立ててきとるわけじゃかい。なんでこう、3回も4回もその変更契約が出てくるか不思議でならんとですが、町長はそのやっばこういうあの一年度計画を立てとったらですね、収支を統制することも会計年度独立の原則という本年度の歳出に翌年度の歳入を充てたりまた本年度の歳入を過去の年度の歳出の財源に充当したりして、年度の区分を混同するとですね、財政そのものの計画を乱し、収支の均衡も乱れることになるわけですが、この年度内になんもかんも終わってしまうので、区切りを付けなですね、関係する人に迷惑かけることになっですよ、町長。こういうことしよっと。

**○町長（日高 昭彦君）** 関係者にですね、迷惑かけないように最善の努力をしているところでございまして、前回の変更は消費税で変更をさせていただいてますので、実質上今回が1回目と思っております。詳細は副町長に答弁させます。

**○副町長（押川 義光君）** 児玉議員の御質問にお答えします。

先ほど町長からありましたとおり、今回のですね動力に関しては消費税、そのあとの変更が初めての変更であります。理由としましては、産業推進課長が申しましたとおり、業者の決定を受けて、動力の3相200ボルトというのが決定した。あらかじめ、配管工事はしておりましたので、その許容量に対する電源の導入ということをですね、工事で行うということとでございまして、この件に関してはですね、想定はしておりましたけれども、業者決定によってこれが決定したという状況でございます。またあの、年度内完成を目指したがゆえにですね、今回先ほど建設課長が申しましたとおり、道路も含めて今年度中にですね、完了させたいという気持ちでやっているところでございます。

それから昨年度からの会計年度の原則でございますけれども、当然私たちは十分そのことをですね、踏まえた上でやっております。ただ、今回もですね、通常国会が20日に招集されまして、補正予算等が組まれます。そういう国の動向を受けてですね、どうしてもやはり、繰越明許なり予算化しておかないといけないと国の事業を取り入れるためには、年度内に予算化して、翌年度実行というのがですね、国の影響で非常に最近多ございます。国としては、柔軟に対応し、そして、4月から工事ができたりするようにですね、国民経済を考えた上でですね、市町村も柔軟に対応しなさいということも国からも言われております。そういうことを受けたときにですね、仕方なくやはり繰越明許なりそして翌年度の予算を現年度に組まざるを得ないという状況がですね、生じてくるわけでございますので、そこは御理解

いただくようにですね、お願いしたいという風に思っております。以上でございます。

**○総務課長（新倉 好雄君）** 児玉議員の各種事業等の財源について御質問をいただいたところでございます。今回議案として提出させていただいております、地域活性化拠点施設整備に伴うそれぞれの各種工事また事業に関する財源につきましては、トータルとして地域活性化拠点施設を整備するという事で、有利な有益な交付金等を活用して財源に充てているところでございます。工事内容につきましては、その目的を果たすための周辺整備でありますとか中の施設整備であることに対してですね、使用させていただいておりますので、予算としては当初予算編成で組みさせていただいた範囲内で施工させていただいているところでございます。以上でございます。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

**○議員（内藤 逸子君）** 工事請負契約の締結について伺います。

今回今まで質問されたとは思いますが、今回のこの工事について大きい工事ですので、全体を見通せなかったのか、わざわざ次々に出てきたので仕方がない工事ということで提案されているとは思いますが、うっかりして見過ごして、考えていなかったのか、見通すことはできなかったのかを伺います。

**○産業推進課長（橋口 幹夫君）** 内藤議員の御質疑にお答えします。

今回ですね、動力電源の確保の追加工事を提案させていただきました。これまでもですね答弁をしておりますとおり動力が必要な業者がテイクアウトコーナーに入るという可能性はありましたが、使用する電力量が分かりませんと分電盤の、金額が変わるということで、空配管だけ行って、決まってから電源を確定させて、動力電源確保のための工事をするということで、効率化ができたと思っております。そういったことからですね、当初から見過ごしておった失念しておったということではございません。以上です。

**○議員（川上 昇君）** 議案第2号ですね工事請負変更契約締結についての電気設備工事についてお伺いします。

さきほどから、同僚議員がいくつか質問をしておりましたが、先進地研修はいくつか行きましたよと。それで標準的な装備について準備をすることで、工事をしてきたというお話でした。ただしそのテナントが4か所決まらないとテナントの要望を聞かないと最終的な電力契約の内容が分からないから工事もできないよと。というような話でありましたが、あの言われたように標準的な装備でテナントを募集するというような当然そういう作業をされたと思うんですがね、それを待たないと工事ができないというそういう工事はあるんでしょうかね。あの、考えてみますとね、動力を使うところ100ボルトだけでいいところというテナントが当然あるわけですよ、当然その中身によって契約していくんでしょうけれども、例えば動力がいるテナントに対しては、その工事代金というのは、取るのか取らないのかわかりません。それ以降の営業についても、電力量を毎月毎月どのような負担するのかわかりません

が、それぞれテナントごとで違うんですね。テナントが4か所集まった、こういった内容かはともかくとして、どの店もうまく回っていきやずっと将来的にも継続していくんでしょけどその営業をね事業を。ところがうまくいかない場合もあるでしょうから、中には半年なり1年なりでもうやめたと。私はもう撤退しますよというような業者も場合によっちゃあるんじゃないかと思います。だからその契約がせつかくその動力引きましたと。ひょっとしたらその契約がばあになるかも分かりません。あとあと入る業者がうちはいらぬよと。100ボルトだけでいいよというようなこともあるかも分かりませんが、何が起きるか分からないことで契約が変わってくるということであれば、当然その部分については、業者ごとに違うわけですから、業者ごとに違う契約をして、当然その業者に負担させればいいという見方もあると思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

**○産業推進課長（橋口 幹夫君）** 川上議員の御質疑にお答えをいたします。動力電源の件につきまして、仮にですね、当初から1店舗あたりの使用の電力量、今回は30アンペアをですね、想定して120アンペアの電力を確保する分電盤それに伴うケーブル工事ということを追加で行うわけですが、逆にですね、当初からアンペア数標準アンペア数うちは30アンペアしか提供できませんよと、20アンペアしか提供できませんよというような判断の元ですね、工事を発注するという事は、可能であったかと思えます。もしも20アンペアしかなくて、30アンペア使いたいときは、4店舗でですね、これがあの、引き算、足し算ができますので、じゃあうちはもう動力は使わないから30アンペアを使わせてもらうということは可能でございます。先ほどからも答弁しておりますけど、今回設計段階ではですね、テイクアウトコーナーの業者が決まってから発注するというような判断をしてしまいましたので、このような追加工事となった次第でございます。

それであの、今回あの8件応募があつて、4件決定したわけですが、1年、2年で撤退してもらうわけにはいきませんので、年間の売り上げ、商品等をですね、まちづくり株式会社の取締役会で吟味いたしまして、5年10年ですね、継続、それ以上継続して営業を行っていきたいということでありますので、このようにテイクアウトコーナーの店舗が決まってからの動力の工事という風になったわけでございます。

動力電源の確保につきましては、例えば町営住宅で申しますとブレーカーが付いてますけど、それと同様で各店舗のですねブレーカーまでの工事でそこから以降の二時側と申しますがそれから以降の配線工事については、各業者の方に実費でやってもらうようにしています。以上です。

**○議員（川上 昇君）** はい、確かに、私どもの一町民としてもですね、一旦契約した以上は、その業者の皆さん方に末永く頑張ってください、その場で活動していただきたいと思うのは当然なんですけど、あくまでもそれ想定どおり上手く営業ができていけばそうなんですけど、何が起こるか分からないわけで、業者によっても違うでしょうしね、何が起こるか分か

らないということをやっぱり想定しておかなければいけないとその想定のもとで、費用負担なりを当然決めとかないかんわけですが、先ほどからの説明によりますと、今も今後も施設関係については、電力量は先ほど分かりました。二時側の部分については業者側にやってもらうと、店舗側にやってもらうという説明でしたが、要するに配電盤までは町の方で負担するんだということだったんですが、その具体的な毎月毎月の電力量については、当然使用する店舗、失礼しましたテナント側が負担ということでそれは間違いないんですか。

**○産業推進課長（橋口 幹夫君）** 各店舗のですね電気量の負担はどうするのかという御質疑であります。それぞれ各店舗にですね子メーターの電力計を設置しまして、それぞれの店舗に負担をしていただく考えでございます。

**○議員（川上 昇君）** あの、また工事関係の質問させてもらいたいんですが、今後仮にさきほど私が1問目で冒頭申し上げましたように店舗、テナントが入れ替わったというような場合の工事、さらに先ほど32キロワットの契約だというような話でしたが、それを超える場合、また工事かなんか、仮にいった場合の費用負担というのは町が持つとそういう流れになるんでしょうかね。お伺いします。

**○産業推進課長（橋口 幹夫君）** 現在32キロワットで確保したわけではありますが、今回はもう今後はですね、32キロワットを超える場合、町は負担をする考えはございませんし、業者の方から要望がありましても、32キロワットで運営して参りたいという風に考えております。

**○議員（中津 克司君）** 議案第1号工事請負変更契約締結について伺います。私どもは、提案議案あたりの案内、招集のときにいただいて、いくら金額が今度変更するのかは、分かるわけです。あえて言いますが、695万8千円です。課長の補足説明には、この金額がありません。金額の明示がありません。あの説明がありません。

議案第2号には、681万4千円とあるわけですけれども、後々、議事録あたりを精査する中で、ここ辺はもっと丁寧な説明が必要ではないかという風に思っております。

それと本日は、傍聴にもお見えですけれども、傍聴の方はこの金額については、分からないと思うんです。そこ辺については、いかがお考えでしょうか。

**○議長（河野 浩一君）** しばらく休憩します。

午前9時41分休憩

.....  
午前9時42分再開

**○議長（河野 浩一君）** 会議を再開します。

**○総務課長（新倉 好雄君）** 中津議員の御質問にお答えいたします。まずあの補足説明

につきまして、まあ金額の説明があったところないところがあるという御指摘でございますが、後ほどの御質問にありましたように議案書の方に変更による増額ということで、提出をさせていただいておりますので、補足説明の中で数字がですね出てきたか出てこないかについては、ちょっと適切な答弁はないんですが、必要によっては、そういった金額を補足説明させていただくことにしております。またあの議案につきましては、1号2号につきましても工期の変更、また金額の変更については明示しておりますので、それにより御周知いただきたいと思っております。以上でございます。

**○議員（中津 克司君）** 私が伺っているのは、本日傍聴にお見えです。傍聴人の方がこの金額が提案理由だけでは分からないと、もっと丁寧な説明があった方がいいのではないかとということですが、それを伺っております。傍聴人の方に分かるような説明、いかがでしょうか。

**○総務課長（新倉 好雄君）** 中津議員の御質問にお答えします。傍聴人の皆様に分かりやすい提案理由、補足説明をという御質問でございます。たしかに、町民の方、傍聴に来ていただいておりますので、提案理由、また補足説明につきましては、分かりやすい説明を心がけていきたいと思っております。以上でございます。

**○議員（中津 克司君）** この地域活性化拠点施設整備に伴う川南パーキングエリア改修工事については、当初予算が1億2千万であったという風に思っております。それに町道付け替え工事、1,323万これは税が上がっておりますので、変更があるかもしれませんが、私が持っている資料では、1,323万これは有限会社西府組、パーキングエリア改修工事、6,858万柴坂建設株式会社、執行残3,819万これは前回の一般質問でも申し述べたとおりであります。

このパーキングエリア改修については、大手コンサルタントの株式会社建設技術研究所に委託をされているようでありますが、設計作業を福岡市内の九州支社で行う中で概算工事費を算定したところ、非常に高かったと。その金額を算定額を、当初予算として1億2千万円計上してあります。その後、工事発注後、発注準備段階で資材関係の見積もりを川南町内の業者、先ほど言った業者に取り直し、積算を行った結果パーキングエリア改修工事設計額が予算額よりかなり安価となったということでもあります。それで、地元業者はここで噛んでるわけですね、地元業者が噛んでる中で、また今回契約の変更、そこ辺は十分地元業者が噛んでるからこそ、把握できたのではないかという風に私は思っておりますが、その中で変更が生じておりますが、そこ辺についてはいかがでしょうか。

**○議長（河野 浩一君）** しばらく休憩します。

午前9時46分休憩

.....

午前9時47分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 中津議員の御質疑にお答えをいたします。工事内容の把握について、地元業者を使っておったのでできたのではないかとございますが、特殊製品につきましてはですね、見積もりをとって、適正な価格を把握をしておりました。また、標準的な資材につきましては基準単価というものがございしますので、そちらの方を活用しておったとございます。以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。全員議員控室に移動願います。

午前9時48分休憩

.....  
午前10時35分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

議案第1号工事請負変更契約締結（地域活性化拠点施設整備に伴う川南PA改修工事）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第1号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第1号工事請負変更契約締結（地域活性化拠点施設整備に伴う川南PA改修工事）については、原案のとおり可決されました。

議案第2号工事請負変更契約締結（地域活性化拠点施設電気設備工事）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕



討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第2号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第2号工事請負変更契約締結（地域活性化拠点施設電気設備工事）については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。これで、令和2年第1回川南町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前10時38分閉会

---